時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百三十七號
明治廿二年十月九日　水曜日
舊暦己丑九月十五日（戊午）
（西暦一千八百八十九年）

日出平前五時四十三分
日入平後五時四十三分
月出午後五時二十七分
月入午前五時三十九分
滿潮午後五時三十分
干潮午後五時三十分

時事新報

人種論（昨日の續）

人種の混合に雙方の數をして甚しき不同あらしむ可らずとは動かす可らざる定義にして若しも雙方相異の人種相混ずるに當り其人數又非常の懸隔あるときは少數の一方は多數の一方の爲めに呑噬せらる可し例へば二三の白人種が家族を擧て黑人中に住するに何時しか亡滅して子孫を餘さゞるに至るがごとし其常にして他國を征服したる人民が戰爭又は勝を奏しながら人數の爭又は於て遂に劣滅したるの跡は古來甚だ少なからず古のアリアン人の印度に於ける又今の英人の印度に於けるは其例外なるが如くなれども右の兩人種は共に勝者と敗者の混合を防ぐ爲めに嚴密なる族別の仕組を設けたるが爲めにして若しも勝者が此制を設けざる處には一般の例として數代を出でず敗者の爲めに呑噬せらるものなし然れども其亡ぶるや徒亡にあらず其經營したる文明の遺蹤は後に傳へて永久消滅する事なし埃及はアラビヤ人に征服せられたる間もなく其戰勝の種屬を呑噬したれども旁者の遺物たる宗教、言語、技術等文明の諸要素は永く埃及に存して種屬と共に滅せず羅甸人種の歐洲に於ける也之と現象を同うするものとして今の佛蘭西、伊太利、西班牙の人種は其系統に於ては一滴も羅甸の血を傳ふるものなからざれども數百年後の今日に至り彼等は猶ほ言語、慣例、技術、材藝等に羅甸を傳唱して止まざるにあらずや然れども一種の人民が其文明を他種の人民に傳ふるは必ずしも其勢力に強弱あるが爲めならず往々敗者が勝者に對して此授受をなすことも亦なきにあらずフランク人種は百戰の後、遂にガロローマンの社會（今の佛國）を征服したれども幾くならずして其社會の無形の勢力に壓倒せられたるのみならず自ら小勢の人數を以て多數の羅馬人中に混同したるが故に形體上に於ても亦その爲めに征服せられたるものなり又敗者が勝者を征服したる事例の猶は一層明白なるものは彼の回教諸國にて其宗教、言語、技術の廣く世界に弘まりたるは恰もアラビヤ人が全く政治の權力を失ひたる後なりし事を記憶す可し然り而して其不同の甚しき兩人種が侵入もしくは戰勝の爲め互に相接するに至るの場合には其混同歸一は到底望む可らざるのみか少弱なる一方の人種は遂に絶滅に歸するの外ある可らず而して之の强存弱滅の現象は常に戰討殺伐より來るものにあらずして單に弱者の自滅に依るものなり其次第如何となれば優等の民族が野蠻國を占領するときは其生計の方法一ならずして隨て業の手段も種々なるより從來の蠻民に比較し一層、容易迅速に國中の生活力を專有支配する事となるが故に前の主人たる蠻民は其後に曝若し只管辛苦して僅かに勝者の餘餘を求ひるに至るは數に於て免れざる所あればなり又開化の度大に相異なりたる兩種の人民相混ずるときは雙方とも其餘を讓る中にも劣者は優者よりも甚しくして遂に其迹を絶ち恰も優劣の中間に位する人種を現出する事なれども斯る雜種の人民は實に社會の進歩を助くるゆえに能はざるのみならず却て其退歩を促すものにしてその優劣兩種混合の弊害は之を古代の開化民族の例に徴して明白なる可し蓋し古代の社會に於て族別の仕組を設け異色の人種間の混同を制したるは畢竟その弊を防ぐが爲めにして若しも此仕組の設あらざりせば吾々人類は今の文明の曉に達するゆえに能はざりしならんのみ斯の如き次第にして大に進化の度を異にしたる所の人種互に相混ずれば常に弊害あるを免れざれども假令へ其形質は異なるも其發達の時限を同うするの人種相合ふ時は其結果大ゆえ前に異なるものあり斯る場合には其形質の相違は却て雙方の不足を補ふの利益となるものにして即ち北米合衆國の如きは恰も既に文明の域に進み且つ相互に有益なる形質を所有する人種の混合に由て國を成したるものなれば然り而して同國の人民が敢爲の氣象に富めるは獨り英國、愛蘭、佛國、獨逸等の諸開明國の人種より混成したる爲めのみならず其人民の銘々も亦その國々の活潑敢爲なる種屬中より撰拔したるの實あるが爲めならんのみ（未完）

官報

部

御名御璽

明治廿二年十月七日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第百十一號

海軍旗章條例

第一條　海軍旗章ノ名稱ハ左ノ如シ

第一　天皇旗　第二　皇后旗　第三　皇太子旗　第四　親王旗　第五　海軍大臣旗　第六　將旗　第七　代將旗　第八　先任旗　第九　軍艦旗　第十　艦首旗　第十一　運送船旗　第十二　當直旗　第十三　海軍病院旗

第十四　要招水先旗　第十五　海軍旗章ノ制式ハ別圖ノ如シ○第二條　天皇旗ハ天皇乘御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲ケタル艦船ニ於テハ區別旗旗（海軍大臣旗將旗代將旗先任旗ヲ云フ以下同シ）及長旗ハ總テ降下ス可シ○第三條　皇后旗ハ皇后乘御ノ艦船ニ於テハ區別旗旗及長旗ハ總テ降下ス可シ○第四條　皇太子旗ハ皇太子乘御ノ艦船ニ於テハ區別旗旗及長旗ハ總テ降下ス可シ○第五條　親王旗ハ親王乘御ノ艦船ニ於テハ大檣頂ニ掲ケタル艦船ニ於テハ區別旗旗及長旗ハ總テ降下ス可シ○第六條　海軍大臣旗ハ海軍大臣公務ヲ帶ヒ端舟ニ乘ルトキハ之ヲ舟首ノ旗竿ニ掲ク○第七條　將旗ハ將官指揮權ヲ帶ヒ乘艦シタルトキハ將旗ヲ前檣頂ニ掲ク○第八條　代將旗ハ代將官公務ヲ帶ヒ端舟ニ乘ルトキハ代將旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲ク○第九條　先任旗ハ同港内ニ二艘以上ノ軍艦碇泊シ司令長官司令官不在ノトキ先任艦長之ヲ後檣頂ニ掲ク但二檣艦ニ於テハ前檣頂ニ之ヲ掲ク○第十條　軍艦旗ハ在役艦ニ於テ後檣縱帆架若クハ艦尾ノ旗竿ニ掲ク○第十一條　艦首旗ハ在役艦碇泊中艦首ノ斜檣若クハ艦首ニ掲ク但風雨又ハ操練等ノ節ハ時宜ニ依リ之ヲ掲ケサルコトヲ得○第十二條　長旗ハ在役艦ノ大檣頂ニ掲ク但二檣艦船ニ於テハ後檣頂ニ之ヲ掲ク」長旗ハ海軍所屬運送船ニ於テ船長海軍將校ナルトキモ亦前項ニ依リ之ヲ掲ク」先任旗ヲ除キ他ノ區別旗旗ヲ掲クルトキハ長旗ヲ掲ケサルノモトス」長旗ハ艦船長公務ヲ帶ヒ端舟ニ乘ルトキ又ハ訪問使他ノ艦船ヲ訪問スルトキ舟首ノ旗竿ニ掲ク○第十三條　豫備艦非役艦軍港外ニ在ルトキハ第十條第十一條第十二條ニ依リ軍艦旗艦首旗長旗ヲ掲クルモノトス但軍港内ニ在ルトキ雖モ時宜ニ依リ之ヲ掲クルコトヲ得○第十四條　當直旗ハ當直艦ニ於テ後檣頂ニ掲ク○第十五條　運送船旗ハ海軍所屬運送船又ハ運送ノ用ニ供スル爲メ傭役スル船舶ノ大檣頂ニ掲ク但海軍所屬運送船ニ於テ船長海軍將校ナルトキハ之ヲ掲ケス○第十六條　要招水先旗ハ海軍艦船ニ於テ水路嚮導者ヲ要招スルトキ前檣頂若クハ他ノ見エ易キ所ニ掲クルモノトス但普通信號ヲ以テ水路嚮導者ヲ要招スルトキハ之ヲ掲ケサルモ妨ナシ○第十七條　海軍病院旗ハ戰時若クハ事變ノ際海軍病院若クハ病院船ニ之ヲ掲ク又病院附屬ノ物品ヲ運送スル舟車等ニ之ヲ用ユルコトヲ得

附則

第十八條　軍艦旗ハ明治二十二年十一月三日ヨリ用フ（旗章ノ雛形ハ略ス）

警察令第三十號

乘合馬車營業取締規則左ノ通リ之ヲ定メ明治二十三年一月一日ヨリ施行ス但本則ニ關スル從前ノ布達ノ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治廿二年十月八日

警視總監折田平内

乘合馬車營業取締規則

第一章　通則

第一條　乘合馬車營業トハ馬車ヲ以テ衆人ノ乘用ニ應スル者ヲ云フ○第二條　車馬ハ本則第二章ニ定ムル制限ニ適シ警視廳ノ檢査證及馬蹄（前右蹄）ニ番號ノ烙印アルモノニ限ル○第三條　車掌馭者及馬丁ハ本則第三章ニ定ムル資格ニ適シ警視廳ノ免許證アルモノニ限ル○第四條　馬車營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記シ警視廳ニ願出免許ヲ受クベシ但線路ヲ新設增設又ハ變更セントスル時亦同シ」一　車體及馬匹ノ數」二　車體ノ構造及乘客ノ定員」三　廐ノ構造」四　軌道ヲ用フルモノハ東京府廳ニ於テ軌道布設ノ許可ヲ得ルル書面ノ寫並線路」五　軌道ヲ用ヒサルモノハ其往復スヘキ一定ノ線路」六　會社ニ係ルハ其社則○第五條　車體並馬匹ハ警視廳ノ檢査ヲ受ケ其證及馬蹄ニ烙印ヲ受クヘシ爾後車體ノ新造改造讓受ヲ爲シタル時及馬匹ノ買入讓受ヲ爲シタル時亦同シ○第六條　馬車營業者ニ於テ車掌馭者馬丁ヲ雇入タル時ハ族籍住所氏名生年月日ヲ記シ警視廳ニ願出各其免許證ヲ受クヘシ○第七條　車體檢査證ハ車體ノ見易キ所ニ掲クヘシ○第八條　車掌馭者馬丁ノ免許證及車體ハ每年一回（二月）馬匹ハ隔月警視廳ノ檢査ヲ受クヘシ○第九條　左ノ各項ニ係ルモノハ三日以内ニ警視廳ニ屆出其證ノ書換若クハ再渡又ハ馬蹄ノ烙印ヲ請フヘシ」一　車掌馭者馬丁ノ免許證又ハ車體馬匹ノ檢査證面ニ異動ヲ生シタル時」二　車掌馭者馬丁ノ免許證又ハ車體馬匹ノ檢査證ヲ遺失毀損シ若クハ其文字不分明ニナリタル時」三　馬蹄ノ烙印消滅シタル時○第十條　左ノ各項ニ係ルモノハ三日以内ニ警視廳ニ屆出車掌馭者馬丁ノ免許證又ハ車體馬匹ノ檢査證ヲ返納スヘシ」一　廢業又ハ車馬ノ使用ヲ廢シタル時」二　車馬ヲ賣渡シ又ハ讓渡シタル時」三　車掌馭者馬丁ノ死亡シタル時」四　車掌馭者馬丁ノ住所ヲ變シタル時○第十一條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ紛失シタル時ハ其由ヲ警視廳ニ屆出テ再渡ヲ請フヘシ○第十二條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ貸與シ又ハ他人ノ免許證ヲ借用スヘカラス○第十三條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ常ニ携帶シテ檢査ヲ受ケ又ハ其證ヲ提出スヘシ○第十四條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十五條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十六條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十七條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十八條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十九條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス

第二章　車掌馭者馬丁

第一條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第二條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第三條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第四條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第五條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第六條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第七條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第八條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第九條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十一條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十二條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十三條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十四條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十五條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十六條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十七條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十八條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十九條　車掌馭者馬丁ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス

第三章　馭者

第一條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第二條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第三條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第四條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第五條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第六條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第七條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第八條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第九條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十一條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十二條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十三條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十四條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十五條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十六條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十七條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十八條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス○第十九條　馭者ハ其免許證ヲ他人ニ見セシメ又ハ他人ノ免許證ヲ見ルコトヲ得ス